

## 植月東地区会香典運用要領

### 1. 適用範囲

地区会会員およびその家族で葬儀が勝央町内または近隣の市町村で行われるものとする。ただし、地区内を居住の本拠として介護等の施設に入居の場合も含む。

### 2. 金額

一律3000円とする。

### 3. 表書

「植月東地区会」名とする。

### 4. 参列

会長(区長)の参列を原則とするが、会長の都合が付かない場合は副会長(副区長)、会計または評議員が対応することとする。

### 5. 領収書

立飯を以て領収の証明とする。都合により立飯が入手できない場合は、支払い証明書を以てこれに替える。

### 6. 運用

平成27年度より運用する。

### 7. 要領改定

改定は評議員会の承認を以て行う。

平成 27 年 5 月 23 日制定

#### (参考)本運用要領制定の背景

従来、地区内における葬儀に際しては会長(区長)個人が参列し香典を供えていたが、平成 27 年 4 月 26 日開催の平成 27 年度度通常総会に於いて、地区として対応すべきとの提案がなされた。その場で評議員会に一任との了承が得られたため、それを受けて平成 27 年 5 月 23 日開催の評議員会で本案を採択した。